

令和 8年 3月 18日 議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 19日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第10号

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月 19日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町条例第10号

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐用町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

5 町長	佐用町福祉医療費助成条例による高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭及び遺児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの (6) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による給付又は資格に関する情報（以下「国民健康保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 町長	高齢重度障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		<p>(4) 外国人生活保護情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	--

」を「

5 町長	佐用町福祉医療費助成条例による高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭及び遺児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 外国人生活保護情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による給付又は資格に関する情報（以下「国民健康保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による給付の支給、資格並びに保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
6 町長	高齢重度障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

	の	則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 後期高齢者医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
--	---	---

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。